

多賀城市低入札価格調査制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が一般競争入札(以下「入札」という。)により建設工事の請負契約を締結しようとする場合において、低入札価格調査制度を実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「低入札価格調査制度」とは、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の10の2第2項の規定に基づき、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が本市にとって最も優位なものをもって申込みをした者(多賀城市建設工事総合評価一般競争入札試行要綱(平成20年告示第81号)に基づき実施する総合評価一般競争入札において、同要綱第5条に規定する総合評価点が最も高い者。以下「最高評価点入札者」という。)の当該申込みに係る価格によっては当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否かの調査(以下「低入札価格調査」という。)を行い、その調査の結果によっては当該最高評価点者を落札者とはせず、予定価格の制限の範囲の価格をもって申込みをした他の者を落札者とする事ができる制度をいう。

(対象工事)

第3条 低入札価格調査制度の対象となる建設工事は、多賀城市建設工事総合評価一般競争入札試行要綱(平成20年告示第81号)第2

条に規定する総合評価落札方式の対象となる工事とする。

(調査基準価格)

第4条 低入札価格調査は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額(以下「調査基準価格」という。)を下回る入札が行われた場合に実施するものとする。ただし、当該調査基準価格が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合は、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合は、当該予定価格に10分の7.5を乗じて得た額を、それぞれ調査基準価格とする。

(1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額

(2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

(3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額

(4) 一般管理費の額に10分の5.5を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、工事の性質により調査基準価格の算定が困難と市長が認める場合は、予定価格に10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で市長が定める額を乗じて得た額を調査基準価格とする。

3 前2項の調査基準価格に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(入札参加者への周知)

第5条 低入札価格調査制度による入札を行うときは、当該入札の公告に次に掲げる事項を明示するものとする。

(1) 低入札価格調査制度の適用があること。

(2) 調査基準価格を下回る入札が行われた場合における入札の終了方法及び落札結果の通知方法に関すること。

(3) 調査基準価格を下回る入札を行った者は、最高評価点入札者であっても必ずしも落札者とならない場合があること。

(4) 調査基準価格を下回る入札を行った者は、入札後の低入札価格調査に協力すること。

(入札の執行)

第6条 調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、入札執行者は入札者に対して落札者の決定を留保することを宣言し、落札者は後日決定する旨を告げて入札を終了する。

(低入札価格調査の実施)

第7条 市長は、低入札価格調査を実施するときは、調査基準価格を下回る入札をした者から次に掲げる事項を調査することができる。この場合において、市長が必要と認めるときは、次に掲げる事項を証する書類の提出を求めることができる。

- (1) 当該価格により入札した理由
- (2) 契約対象工事に関連する手持工事の状況
- (3) 手持資材の状況
- (4) 手持機械の状況
- (5) 資材購入先及び購入先と入札者との関係
- (6) 労務者の具体的供給見通し
- (7) 第一次下請の予定業者及び予定下請け金額
- (8) 配置予定の技術者

(9) 過去に施工した公共工事名、発注者及び履行状況

(10) その他市長が必要と認める事項

(落札者の決定)

第8条 市長は、前条の規定による調査を行った場合は、当該調査の結果を多賀城市工事請負業者選定委員会規程(昭和56年訓令第8号)第1条に規定する多賀城市工事請負業者選定委員会に付議し、同委員会の審議を経て、落札者を決定するものとする。

(落札結果の通知等)

第9条 前条の審議を経て、最高評価点入札者を落札者とする場合は、最高評価点入札者に対して、落札者とする旨を通知するとともに、他の入札者に対しては、最高評価点入札者が落札者となった旨を通知するものとする。

2 前条の審議を経て、最高評価点入札者を落札者としない場合は、最高評価点入札者に落札者としない旨を通知し、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって入札をした者(以下この条において「次順位者」という。)を落札者とし、次順位者に対しては、落札者とする旨を通知するとともに、その他の入札参加者に対しては、次順位者が落札者となった旨を通知する。ただし、次順位者が調査基準価格を下回る入札をした者である場合には、低入札価格調査を実施するものとする。

(準用)

第10条 前条第2項ただし書の規定に基づく低入札価格調査の実施については、第7条、前条第1項及び同条第2項本文の規定を準用

する。

(低入札価格調査の概要の公表)

第 1 1 条 市長は、第 7 条に規定する調査を実施したときは、落札者との契約締結後に調査の実施概要を公表するものとする。

(委任)

第 1 2 条 この要綱に定めるもののほか、低入札価格調査制度の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する